

I. 「職員の職務と責任に応じたメリハリのある人事給与制度の構築」に向けた取り組みの実績等について

1. 答申を踏まえた取り組み状況について

最終答申内容	進捗状況	反映内容
(1) 給与構造の見直し		
① 管理職と非管理職とのメリハリの拡充	H31.4実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 課長代理に適用する職務の級を国公5級から6級に変更 ✓ 非管理職である3・4級の号給の上限額を引下げ
② 職務の級の間における金額の重なりは是正	H31.4実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2級における上位号給の廃止及び、2～7級における下限額の引上げ ✓ 経営層の職(8・9級)について定額制の導入
③ 職制に適用される職務の級の変更等	H31.4実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 8級制 ⇒ 9級制に変更 (次長6級⇒7級、部長7級⇒8級、理事8級⇒9級)
(2) 管理職手当の見直し		
	H31.4実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下のとおり管理職手当の見直しを実施 ・ 理 事 : 90,000 円 ⇒ 114,000 円 (+24,000 円) ・ 部 長 : 87,000 円 ⇒ 96,000 円 (+9,000 円) ・ 参 事 : 75,000 円 ⇒ 80,000 円 (+5,000 円) ・ 次 長 : 73,000 円 ⇒ 78,000 円 (+5,000 円) ・ 副参事 : 67,000 円 ⇒ 70,000 円 (+3,000 円) ・ 課 長 : 66,000 円 ⇒ 69,000 円 (+3,000 円) ・ 課長代理 : 45,000 円 ⇒ 50,000 円 (+5,000 円) ※ 課長代理については、H29.4に見直し済

最終答申内容	進捗状況	反映内容
(3) メリハリのある給与制度の構築に伴う諸課題の整理		
① 技能労務職員に適用する給料表の見直し	H30.4実施	✓ 全ての技能労務職員を「技能労務職給料表」に一元化
② 技能労務職給料表への反映	H30.4実施	✓ 昇格意欲の喚起を図る観点から、2・3級の上限額の引下げ、及び3・4・5級の下限額の引上げ ✓ 基礎自治体における技能労務職員の上位職の職責を踏まえ4・5級の上限額の引上げ
③ 現給保障制度の整理	H31.4実施	✓ 「給与構造改革」、「給与制度の総合的見直し」及び「技能労務職給料表への異動」に係る現給保障を解消
(4) 人事評価制度の見直し		
① 評価基準の見直し	H31.4実施	✓ 評価基準を令和元年度から4段階評価へと変更し、あわせて点数配分の見直し
② 評価ランク等の見直し	H31.4実施	✓ 管理職員の上位の評価ランク「SS、S」の昇給号給数を、SS:6号給、S:5号給とした。また、課長代理についての評価ランクAの昇給号給数を3号給へ変更 ✓ 「復元措置」の廃止
	R3.4 実施	✓ 最下位評価ランク「C」の創設(総合評価 20 点未満(40 点満点中)の職員)
③ 非管理職員への業績評価の導入	H31.4実施	✓ 非管理職の目標設定に業績評価の要素を取り入れた
④ 下位評価を受けた職員に対する対応(給与処遇以外)	R3.4 実施	✓ 2年連続で最下位評価ランク「C」となった職員を分限処分の指針に則った指導・育成の対象とする
	R6.4 実施予定	✓ 分限処分の指針により定められている指導・育成について、管理職・非管理職、また正職員・非正規職員に係るそれぞれの職責等を踏まえ、指導・育成の対象を見直す
⑤ 再任用制度における評価結果の活用	R3.4 実施	✓ 60歳定年年度に評価ランクが「C」のとき、また再任用時における当該年度において評価ランクが「C」となった場合に再任用職員として任用を行わない
⑥ その他	R6.4 実施予定	✓ 地方自治法の改正により、令和6年4月から会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、非正規職員の勤勉手当へ人事評価結果を反映する

最終答申内容	進捗状況	反映内容
(5) これからの時代に求められる職員像について		
人材育成基本方針の策定	R3.3 実施	✓ 改訂版「人材育成基本方針」を策定。人材育成の目的である理念、理念具現化のための職員のあるべき姿、職員のあるべき姿を実現するための職員の行動指針を制定した

2. 組織構造の見直しについて

(1) 管理監督職員数の適正化（H29年4月との各年比較）

補 職		H30	R1	R2	R3	R4	R5
次長	累積目標	—	▲10人	▲10人	▲10人	▲10人	▲10人
	実績	▲7人	▲15人	▲18人	▲18人	▲18人	▲15人
課長代理	累積目標	—	▲15人	▲20人	▲20人	▲20人	▲20人
	実績	▲15人	▲24人	▲23人	▲34人	▲47人	▲50人
係長/監督	累積目標	—	▲30人	▲50人	▲70人	▲90人	▲110人
	実績	▲19人	▲58人	▲68人	▲99人	▲121人	▲143人

(2) スタッフ職（参事、副参事、主幹）・処遇配置の廃止（H29年4月との各年比較）

補 職		H30	R1	R2	R3	R4	R5
スタッフ職・ 処遇配置	累積目標	—	▲17人	▲19人	▲23人	▲26人	▲27人
	実績	▲15人	▲26人	▲28人	▲35人	▲34人	▲36人

(3) 級別職員数の推移(平成29年4月・令和5年4月)行政職給料表対象者

平成29年4月

級	1級	2級	3級	4級	5級		6級				7級		8級		合計	
役職段階	一般職員	一般職員	主任	係長	副主幹	課長代理	主幹	課長	副参事	室長	部次長	参事	部長	理事		教育次長
人数(人)	273	152	639	560	4	267	8	112	17	0	50	12	20	2	1	2,117
					271		187				32		3			
構成割合	12.9%	7.2%	30.2%	26.5%	12.8%		8.8%				1.5%		0.1%		100%	
	非管理職(76.8%)				管理職(23.2%)											

令和5年4月

級	1級	2級	3級	4級	5級		6級				7級		8級	9級		合計
役職段階	一般職員	一般職員	主任 (班長)	係長 (監督)	副主幹	課長代理	主幹	課長	副参事	室長	部次長	参事	部長	理事	教育次長	
人数(人)	146	223	607 (133)	337 (80)	9	219	0	110	0	7	34	0	19	1	—	1,712 (213)
			740	417	228		117				34			1		1,925
構成割合	7.6%	11.6%	38.4%	21.6%	11.8%		6.1%				1.8%		1%	0.1%		100%
	非管理職(79.2%)				管理職(20.8%)											

平成29年度・令和5年度増減比較

級	1級	2級	3級	4級	5級		6級				7級		8級	9級		合計
役職段階	一般職員	一般職員	主任	係長	副主幹	課長代理	主幹	課長	副参事	室長	部次長	参事	部長	理事	教育次長	
人数(人)	▲127	71	▲32	▲223	5	▲48	▲8	▲2	▲17	7	▲16	▲12	▲1	▲1	▲1	▲405
			101	▲143	▲43		▲20				▲28			▲2		▲192
構成割合増減	H29⇒R5で+2.4ポイント↑				H29⇒R5で▲2.4ポイント↓											

※ 増減比較の3級・4級の上段の増減は、技能労務職給料表の適用となった職員数を除いた数値となっています。

※ 他団体から派遣された職員は除いています。